

令和7年度 愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修
＜障害福祉サービス事業所等 新規入職者向け＞

障害者虐待防止から考える 障害のある方の人権の尊重

社会福祉法人大府福祉会
大府市発達支援センターみのり
センター長 平林政明

①はじめに

虐待は、

「意図的虐待」と「非意図的虐待」がある

- ➡虐待をしていると思っていなくても、虐待や不適切なことをしていることもある。
- ➡利用者さんが嫌がっていない、虐待を受けていると思っていなくても、虐待になることもある。
- ➡やむを得ず行う身体拘束であっても、適切な手続きをしないと虐待になる。
※3要件(切迫性・一時性・非代替性)+手続き・記録等

②障害者虐待について

- 障害者の定義

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

- 障害者虐待の主体の分類

養護者…障害者の身の世話を身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等のこと

使用者…障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事柄について事業主のために行う行為をする者

障害者福祉施設従事者（手引きP5）

…障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

②障害者虐待について

- 障害者虐待の行為の類型 (手引きP8で詳しく確認します)

- ①**身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ②**性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③**心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④**放棄・放置** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤**経済的虐待** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

身体拘束は虐待になる？ ➡なります

- ・ 具体的な例 **(手引きP34)**

- 車いすやベッドなどに縛り付ける

- 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋の付ける

- 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる

- 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する

- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離 など・・・

- ・ やむを得ず身体拘束を行うことができる場合**(手引きP35)**

- 3要件(切迫性・非代替性・一時性)をすべて満たす場合

- 組織的に検討を行い個別支援計画へ記載・説明

- 実施の記録

- ・ 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

- 「正当な理由」がある場合は身体拘束に該当しない **(手引きP39)**

③虐待を防ぐために

I. 障がいの理解や支援目的の確認

II. 支援の難しい方（強度行動障害）の特性の理解

III. 密室、目の届きにくい場所で発生することの理解

I 障がいの理解や支援目的の確認

- ・ 障害福祉の歴史、 I C F の視点（生活機能分類、社会モデル⇔医学モデル）、自法人の理念の理解など

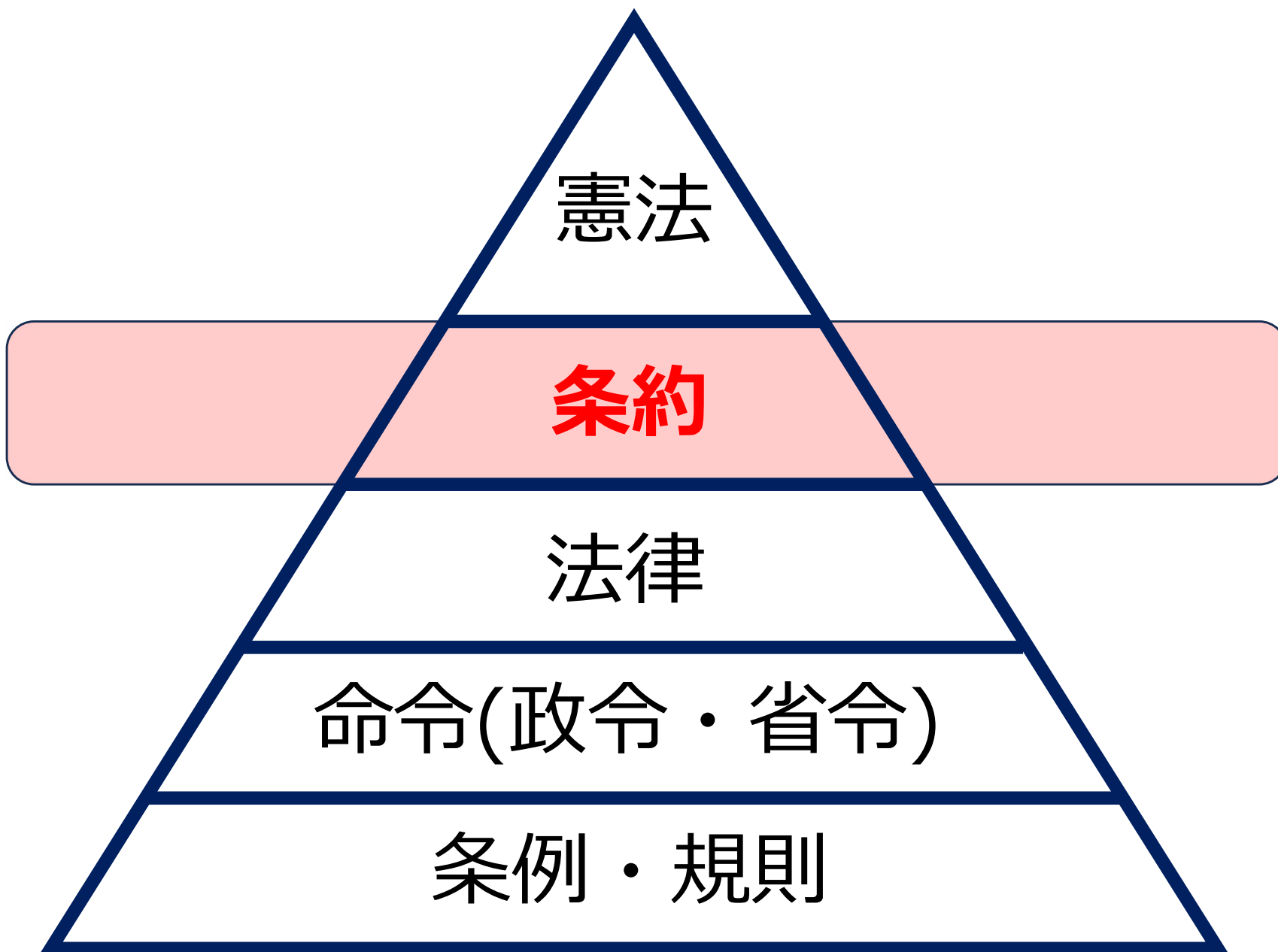
例：利用者の尊厳や権利擁護の意識が足りていないと、権利侵害の意識なく差別的な言動をしてしまうことも

例：利用者だけに行動の改善や努力を求めると、支援の効果が現れない時に、差別的な言動や暴言、強引な支援や暴力に発展

例：事業所、職員都合の常識や都合を優先してしまうと、画一的な生活の強要、行き過ぎた行動制限に発展

障がい福祉の変遷

- 平成15年（2003） 措置制度から支援費制度へ
- 平成18年（2006） 障害者権利条約、国連で採択
- 平成23年（2011） 障害者基本法が改正
障害者差別解消法 合理的配慮の規定
- 平成24年（2012） 障害者虐待防止法
- 平成25年（2013） 障害者総合支援法
障害者等の意思決定支援への配慮を規定
成年被後見人の選挙権の回復
障害者雇用促進法
- 平成26年（2014） 日本、障害者権利条約に批准（140番目）
※2024年4月時点で191カ国が批准



どこが障がい？



どこが障がい？

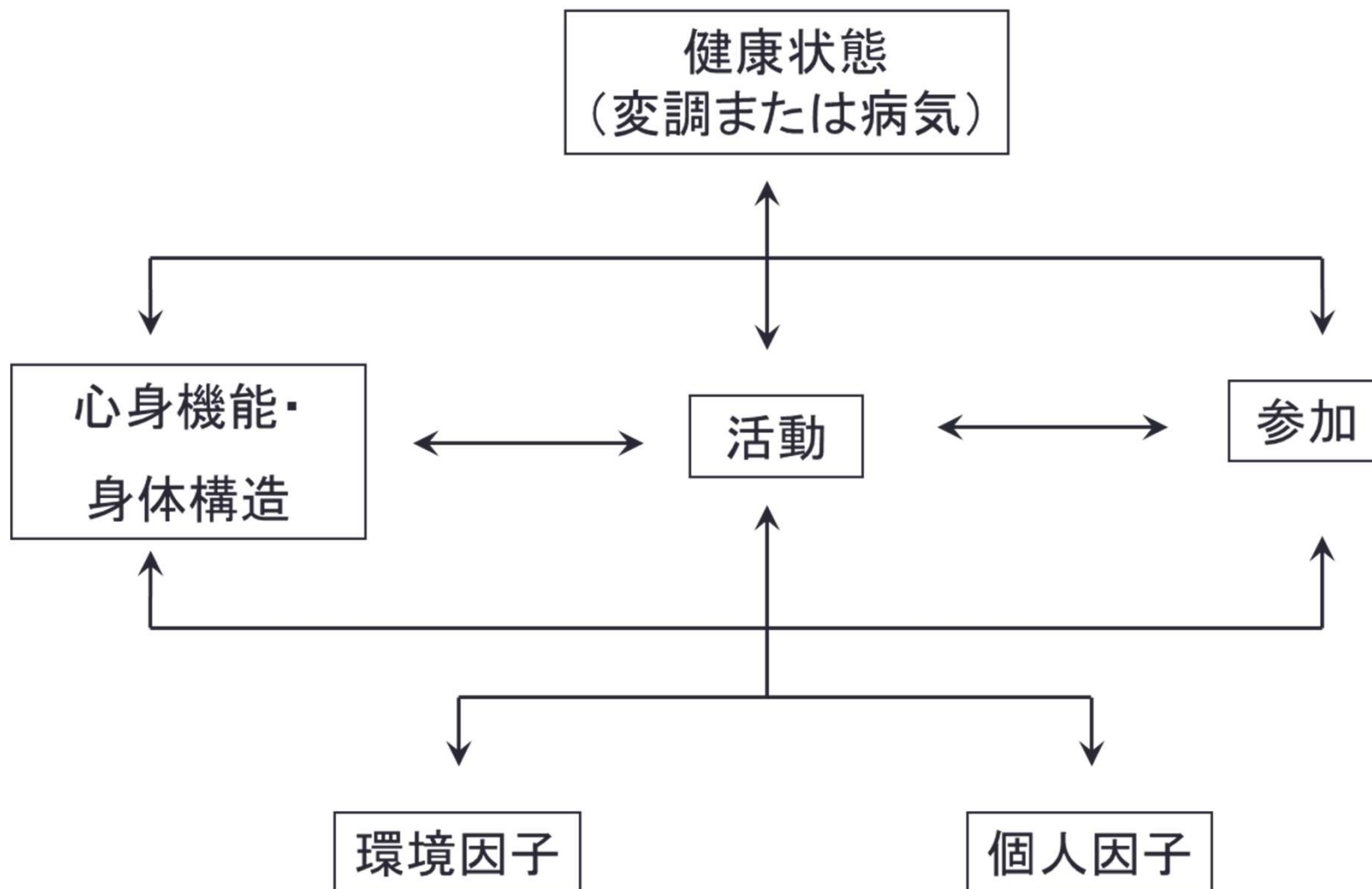


「環境」や「理解」で障がいは減ります



障害とはなにか

I C F（国際生活機能分類）の視点



Ⅱ 支援の難しい方（行動障害）の特性の理解

- ・ 障害特性の理解（特に重度知的障がいを伴うASD）、意思決定支援の意識、標準化された支援の理解の必要性、リスクマネジメントの意識

例：標準化された支援（冰山モデル、ABC分析等）を学ばない（学ぶ環境がない）と、主観的な支援に没頭

例：特性に則したリスクを予想した予防的介入や、リスクが生じた際の危機回避的介入の計画が無い⇒想定外のリスクが生じた際、根拠、計画に基づかない不適切な対応に発展

例：利用者の課題行動の意味の理解と、意思決定支援（意思形成⇒意思決定⇒意思表出⇒意思実現の一連の支援）を正しく理解できないと、意思表出行動を課題行動と認識し無視・行動制限

「課題行動」と「切迫性」の理解

◆そもそもその行動を制御する必要があるのか？

(課題行動の理解、行動の意味の理解)

➡事業所、支援者の理解を超えた行動の全てを、利用者の「課題」と捉え制御している

⇒支援者や健常者の常識や慣例等にとらわれていないか

⇒「余計なお世話」であり行き過ぎると「権利侵害」

⇒その行動で本人のQ O L（生活の質）が著しく下がるのか

⇒その行動で通常得られる権利（社会参加、経済活動、学習の機会など）が得られなくなるのか

➡事業所、支援者の理解を超えた行動を、利用者なりの「意思の表出」と捉えない

⇒ご本人の望む環境にはつながらず、その行動を「課題」として制御し、行き着くと「権利侵害」

「課題行動」と「切迫性」の理解

- 利用者の行動をやむを得ず制限（身体拘束）するためには、「切迫性」「一時性」「非代替性」の3要件がそろっている場合に認められています。

- 切迫性の要件・・・

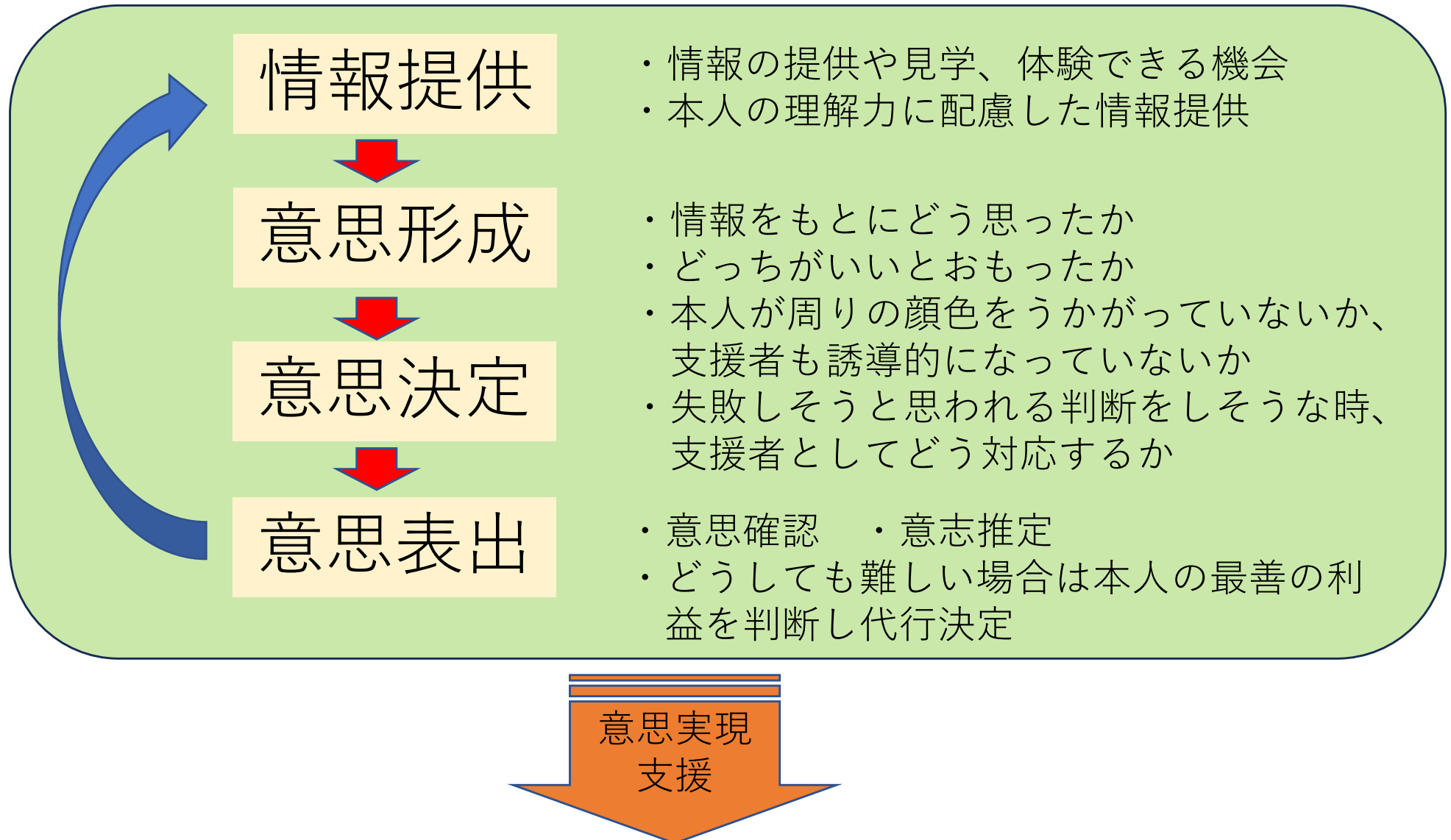
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらさせる可能性が著しく高いことが要件。

- 切迫性の判断・・・

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

意思決定支援の意識と重要性

日常的な意思決定から、社会生活における意思決定の場面など



意思決定支援にあたって

※私たちが利用者の意思を阻害してしまうことも・・・

- パターンナリズムの強弱、パターンナリズムそのものを意識できているか
- 説得的、リスクコミュニケーションの意識はあるか
- 意思決定とリスク管理の両方のジレンマに事業所、支援者は正しく陥っているか

Ⅲ密室、目の届きにくい場所で発生

- ・ 外部規制（第三者の目）の脆弱性から自己規制（自身での制御、学習含む）も脆弱化

例：第三者からの目、指摘がないため主観的対応が過度となる

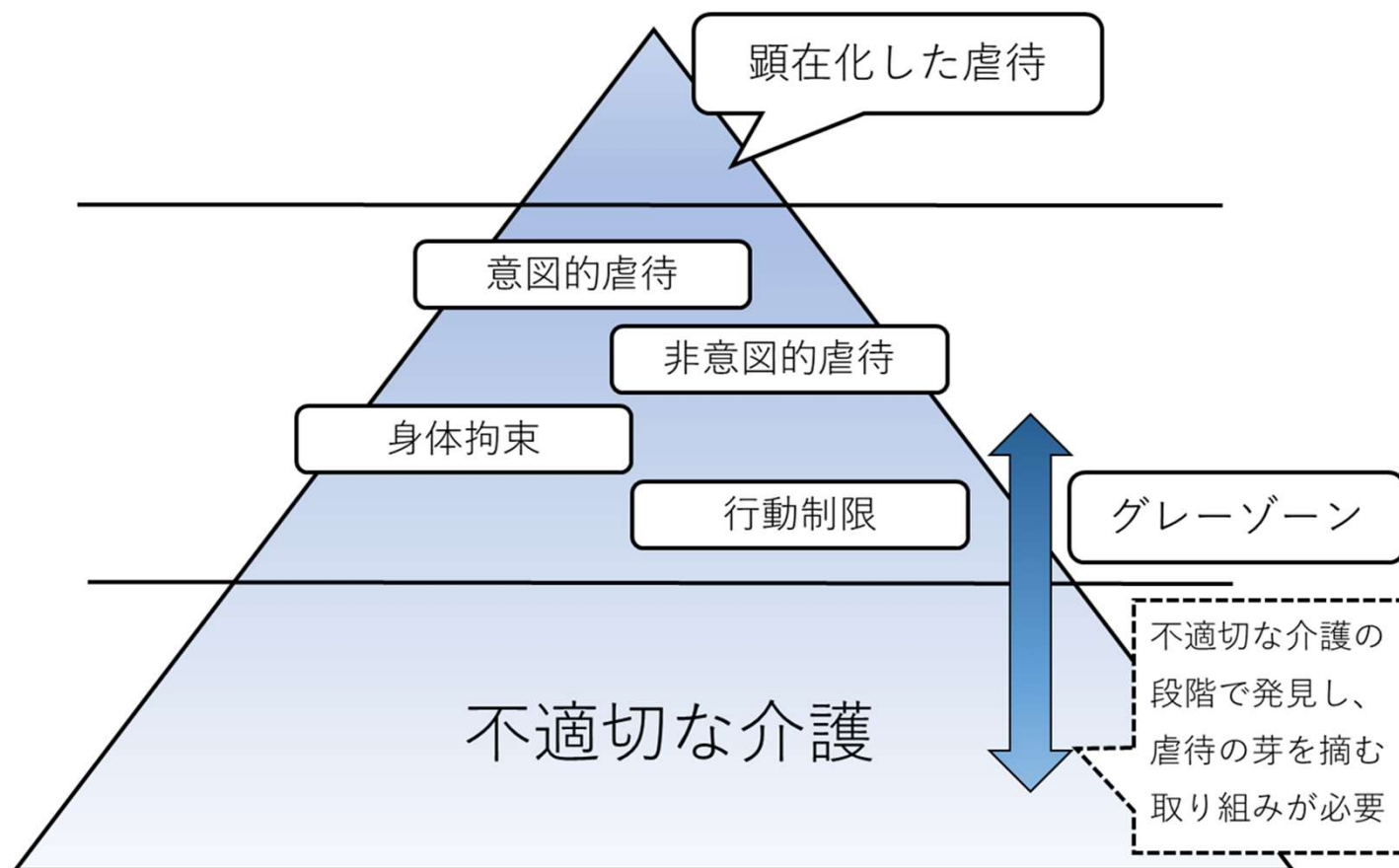
例：利用者を制御下に置く（置きたい）ため（上下優劣の明確化）、有形力、暴言等の対応

例：感情のコントロールや欲望を抑えきれない

④そもそも大切なことは？

- 虐待か虐待ではないかの問題ではない
- 不適切な支援も権利侵害
- 虐待の防止は不適切な支援を減らし、適切な支援の積み重ねが重要
- 利用者の尊厳や人権を意識できていますか？
- 悪意なき権利侵害の自覚

虐待か虐待ではないかの問題ではなく、 不適切な支援も権利侵害



適切な介護の一つの指針として、自法人の倫理綱領や行動規範が示されていると思います。それを常に意識して守ることが重要。

利用者の尊厳や人権を意識できていますか？

障害者総合支援法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

第1条

(略) 障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

利用者の尊厳や人権を意識できていますか？

個人の尊厳とは、全ての個人がお互いを人間として尊重し合う法原理（法律の原理のことで、法律に含まれる道理を指す）です。個人の尊厳について触れている法律には次のようなものがあります。

法律名	個人の尊厳に触れている部分の概要
日本国憲法	・ 第13条「すべて国民は、<u>個人として尊重</u>される」 ・ 第24条②「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚、結婚、家族に関するその他の事項に関しては、法律は<u>個人の尊厳</u>と両性が本質的に平等であるという立場を取って制定されなければならない」
医療法	・ 第1条の2「医療は生命の尊重と<u>個人の尊厳</u>の保持を重んじる」
社会福祉法	・ 第3条「福祉サービスは<u>個人の尊厳</u>の保持を重んじる」
障害者基本法	・ 第3条「全ての障がい者が健常者と等しく<u>基本的人権を持つ個人として尊厳が重んじられ、尊厳にふさわしい生活を保障される権利がある</u>」
社会福祉士及び介護福祉士法	・ 第44条の2「社会福祉士と介護福祉士は、担当する人が<u>個人の尊厳を保持し</u>自立した日常生活を営むことができるよう、常にその人の立場に立って誠実に業務を行わなければならない」
虐待防止法	・ 第1条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の<u>尊厳</u>を害するものであり、障害者の<u>自立及び社会参加</u>にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である

尊厳とは何か

尊厳とは、個人の存在や価値を尊重し、人間らしさを保ちつつ、自分らしい生き方をできるようにすることを指します。

人間には、自己決定や自己表現、自己実現などを行う権利があり、その権利を尊重し、守ることが尊厳を守ることに繋がります。

支援においても、利用者が自分らしい生き方ができるよう、尊厳を保つことが大切です。例えば、個人の好みや趣味を尊重し、自己決定や自己表現ができるようにしたり、人間関係を大切にし、コミュニケーションを取ることで、相手の尊厳を守ることができます。また、自己決定ができない状況であっても、個人の意向や価値観を考慮し、最大限の尊厳を保つことが求められます。

悪意なき権利侵害の自覚

マイクロアグレッションとは・・・

マイクロアグレッション（自覚なき差別）とは、無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイアス）が言葉や態度に現れ、否定的なメッセージとなって伝わり意図せず誰かを傷つけてしまうことを言います。

パターナリズムとは・・・

パターナリズムとは、家父長的温情主義、保護主義、親権主義などと訳され、強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援することをいう。

相手の利益のためには、本人の意向にかかわらず生活や行動に干渉し、制限を加えるべきであるという考え方です。わかりやすくいうと「あなたのために」と他人の行動に干渉し制限をすることです。

⑤少し振り返ってみましょう

- 利用者への差別はしていないと思いますが、
知らないうちに「区別」はしていませんか？
- 「利用者のため」とつい支援者の価値観を優先
していませんか？
- 利用者の行動を「いつものこと」だからと予断
を持っていますか？
- 利用者の行動の意味（意思の表現）を常に理解
しようと努めていますか？

個人ワーク(5 分)

振り返ったことを記入してください

グループワーク(15分)

これからも利用者の権利を擁護し、虐待や不適切な支援を行わないために、私たちはどうしたらいいのでしょうか？

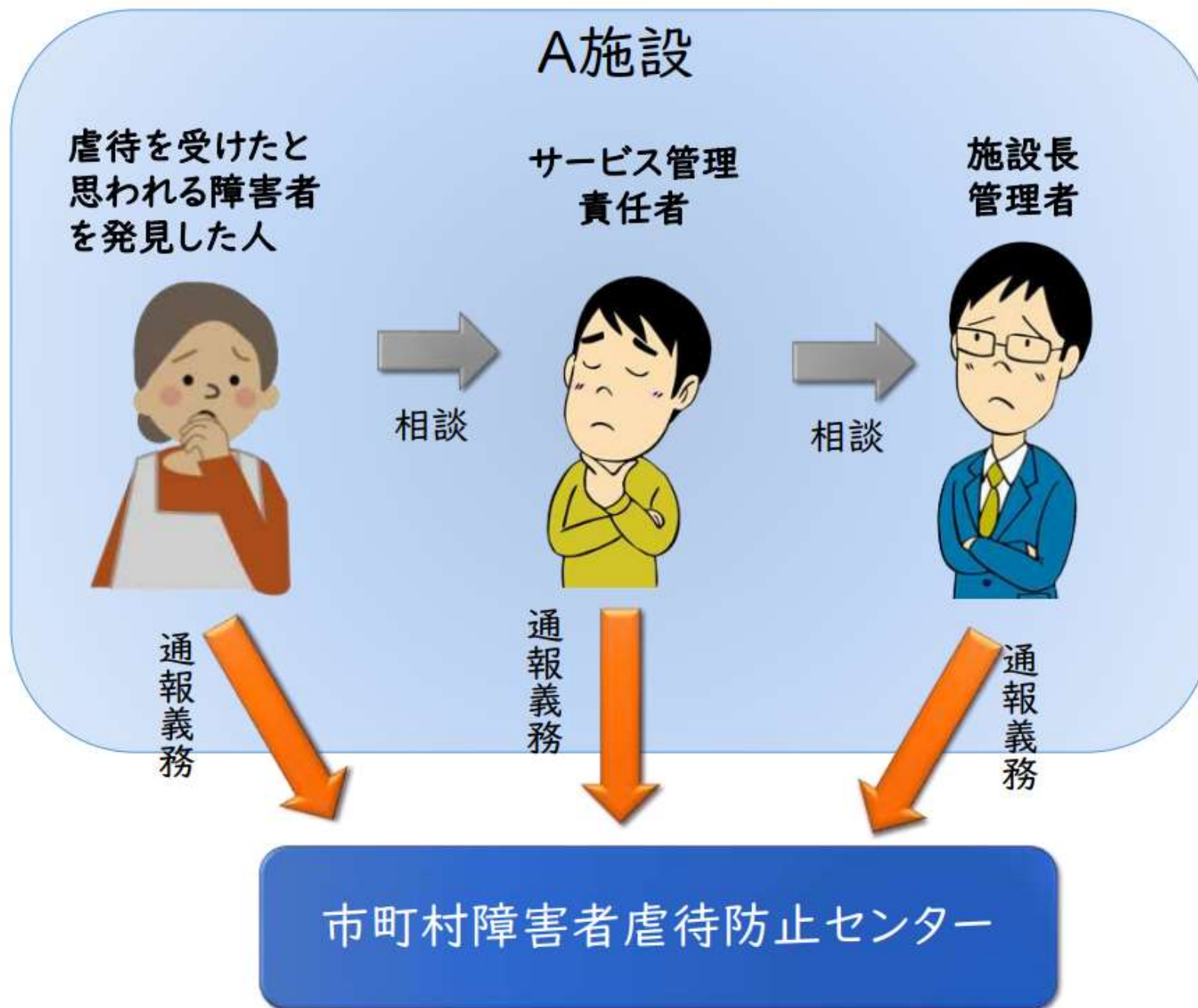
⑥通報の義務について

障害者虐待防止法

第16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

→虐待を受けたのではないかという疑いをもった場合、事実の確認ができなくても、法律上、速やかな通報義務が生じる



通報者の保護

障害者虐待防止法

第16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

→ 通報義務

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

→ 本人による届け出

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

→ 守秘義務の解除

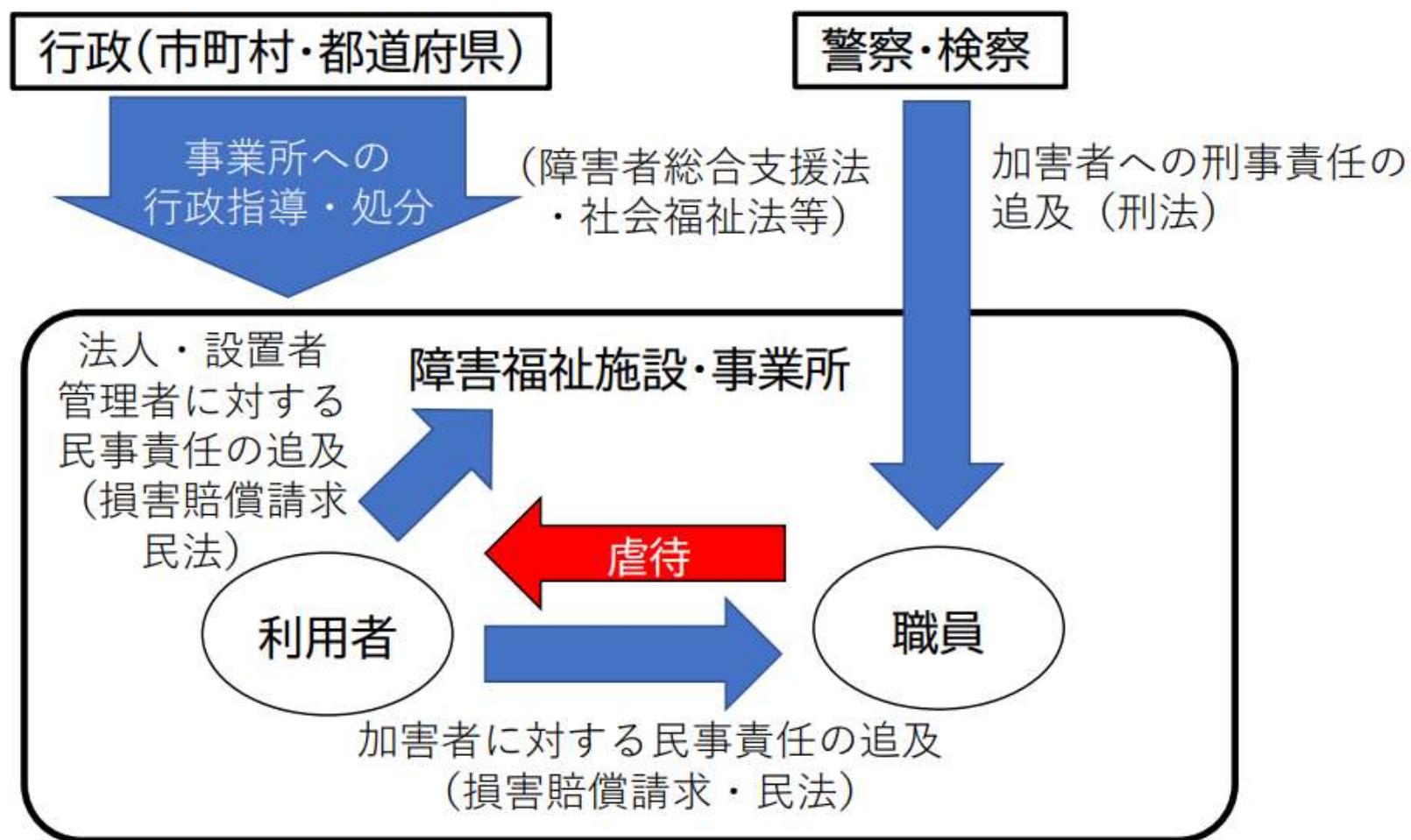
4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

→ 通報者の保護

通報しないで済ませたら・・・

- 事業所の中で抱え込んでいる内に、虐待がエスカレートします。
- 通報しなかったことがバレるので、通報できなくなります。
- 良心的な職員は、不信感を抱いて辞めて通報します。
- 虐待がエスカレートし、利用者に取り返しのつかない被害を与えてしまいます。
- 行政と警察が介入します。
- 通報しなかったことは、「悪質な隠蔽」とみなされ、厳しく処分されます。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する 法的対応スキーム



通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 職員がこれ以上の虐待に手を染めることを食い止め、
様々な責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的
責任を最小限で留めることができる。
- 施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を
最小限で留めることで、今利用している利用者への影響を最小限にできる。

障害者や家族の立場の理解

- 知的障害等で言葉のコミュニケーションが難しい人は、虐待を訴えることができない。
- 入所施設にいた障害者は、「職員の顔色を見て生活していた」と言う。
- 障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、施設の職員に思っていることを自由に言えない立場に置かれている。

私たち支援者は、障害者や家族がこのような意識を働かせていることを常に自覚し、虐待防止と権利擁護に取り組む必要がある。

⑧最後に・・・

私が考える、大切なことは・・・

- ・ 利用者さんの尊厳の尊重

そのままの存在の尊重

選択と意思の尊重

その方の生活習慣や価値基準の尊重

- ・ ホスピタリティの意識（思いやり、おもてなし）

- ・ 支援力の向上

知識・技術・感情のコントロールなど

- ・ 職員同士で話し合える風通しの良い組織

利用者支援のこと、苦労や悩み、もちろん嬉しかったことも